

令和3年3月23日に  
用途地域などが**変更**されました。

※変更日以前に確認申請書を提出され、確認済証の交付を受けていても、変更日の時点で**未着工**のものには、変更後の制限が適用されます。

該当する場合は、用途地域等の変更に係る“確認を受けた内容の変更届”の提出をお願いします。

#### 変更対象となっているもの

- 用途地域
- 防火地域・準防火地域
- 地区計画
- 高度利用地区
- 特別用途地区（第1種特別工業地区）

#### お問合せ先

【変更内容について】

総合政策部まちづくり推進課（市役所8階）

TEL：0144-32-6054

【制限内容について】

都市建設部建築指導課建築確認係（市役所4階）

TEL：0144-32-6522